

日 薬 業 発 第 2 1 号

平成 29 年 4 月 13 日

都道府県薬剤師会

学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 乾 英夫

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を
定める政令の一部を改正する政令等の施行について（参考）

平素より、本会学校薬剤師部会活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般標記の件につき、平成 29 年 4 月 3 日付で文部科学省初等中等教育局長名にて各都道府県及び各指定都市の教育委員会教育長宛に別添のとおり通知がなされましたので、参考としてご案内申し上げます。

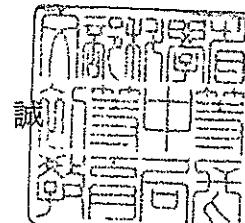
つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮には存じますが、本件につきまして、貴会学校薬剤師をはじめとする関係者にご案内賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



28文科初第1860号
平成29年4月3日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



(印影印刷)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第58号）が施行されました。

また、別添2のとおり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件（平成29年文部科学省告示第51号）が、別添3のとおり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（平成29年文部科学省告示第52号）が、それぞれ施行されました。

概要は下記のとおりですので、事務処理に遗漏のないようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

1. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

（改正の趣旨）

- ・一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）により、扶養手当の支給額の改定が、平成29年4月1日に行われたことに伴うものである。
- ・人事院規則16-0（職員の災害補償）に基づき、人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが平成29年4月1日に行われたことに伴うものである。

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第80号)により、医療職俸給表（一）及び（二）の改定が平成28年4月1日から適用されることに伴うものである。

(改正の内容)

- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額を改定すること。（第1条第3項関係）
- ・介護補償の額を引き上げること。（第6条の2第2項関係）
- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。（別表関係）

2. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

(告示の内容)

平成29年4月1日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金の額の計算に用いる率を定めたこと。

3. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

(告示の内容)

平成29年4月1日以降における長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
TEL：03-5253-4111（内線4950）
FAX：03-6734-3794
e-mail：kenshoku@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第五十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第一号」の下に「及び第三号から第六号までのいすれか」を加え、「四百三十三円」を「一人につき二百十七円」に改め、「から第五号までのいすれか」を削り、「三百十七円(学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円)」を「三百三十四円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第六条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中

「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十九円」に改め 同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

別表中 (施行期日) (経過措置)	九、三五〇円	六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円
	五、一三三円	六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、八七八円
二二、三五〇円 を 六二〇円 八八八円	五、一七〇円	六、一四八円	六、八一五円	七、九八〇円	八、八七八円	
	九、三六三円	九、三五〇円	九、五二〇円	九、九九五円	八、八七八円	
二二、三五〇円 を 六二〇円 八八八円	九、三五〇円	六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、八七八円
	五、一三三円	六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、八七八円

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の第一条第三項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは、「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円(学校医等に第一号に該当する者がない場合には三百三十四円)を」と、「を、第一号に該当する扶養親族については、そのうち一人については三百三十四円」とあるのは、「学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち一人については三百円」とする。

第三条 改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

第四条 改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 駿三

率 学校薬剤師の 平成二十九年三月二十九日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	期間の区分
一・二三	一・〇九	一・三〇	一・一四	一・三九	一・二二	五年未満
一・二七	一・一九	一・三三	一・二三	一・四一	一・二九	満五年以上未満
一・一八	一・一七	一・三二	一・二〇	一・二九	一・二五	未満上一年以内
一・一六	一・一一	一・一九	一・一四	一・一四	一・一八	未満二〇年以内
一・一〇	一・〇四	一・一三	一・〇六	一・一七	一・〇九	未満二〇年以内
一・〇・	〇・九八	一・〇四	一・〇・	一・〇七	一・〇二	上二五年以内

○文部科学省告示第五十一号
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）、第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率を次のように定める。

文部科学大臣 松野 博一

一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日五 十六か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日四 十五か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日三 十四か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日二 十三か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日二 十二か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日二 十一か年	一年ら四平 日三月平成 年月成一十 まで三十日二 十一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日十 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日九 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日八 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日七 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日六 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日五 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日四 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日三 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日二 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日一 一年ら	日三月平成 年月成一十 まで三十日零 一年ら		
率 学校薬剤師の 平成二十九年三月二十九日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	率 学校薬剤師の 平成二十九年三月三十一日までの率	
一・一七	一・〇三	一・一五	一・〇一	一・一五	一・〇一	一・一五	一・〇一	一・一五	一・〇一	一・一五	一・〇二	一・一六	一・〇三	一・一七	一・〇四	一・一九	一・〇五	一・二二	一・〇七
一・一五	一・〇二	一・一三	一・一三	一・一〇〇	一・一三	一・一〇〇	一・一三	一・一三	一・一〇〇	一・一三	一・一〇〇	一・一四	一・一〇一	一・一六	一・一六	一・一〇三	一・一五	一・二四	一・一七
一・〇七	〇・九六	一・〇八	〇・九八	一・〇八	〇・九八	一・〇八	〇・九八	一・〇八	〇・九八	一・〇九	〇・九八	一・一〇	〇・九九	一・一一	一・一一	一・一〇一	一・一三	一・一六	一・一五
一・〇八	〇・九五	一・〇六	〇・九三	一・〇六	〇・九三	一・〇六	〇・九三	一・〇六	〇・九三	一・〇六	〇・九四	一・〇七	〇・九五	一・〇九	一・〇九	〇・九六	一・一二	一・一三	一・一〇九
一・〇三	〇・九二	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九一	一・〇四	〇・九二	一・〇六	一・〇一	一・〇八	一・〇二
〇・九六	〇・九〇	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九五	〇・八九	〇・九六	〇・九〇	〇・九八	〇・九六	〇・九九	〇・九七

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十九年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十九年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

で三十か年平 十九ら四成 一年平月二 日三成一十八 ま月二日八	で三十か年平 十八ら四成 一年平月二 日三成一十七 ま月二日七	で三十か年平 十七ら四成 一年平月二 日三成一十六 ま月二日六	で三十か年平 十六ら四成 一年平月二 日三成一十五 ま月二日五				
率 学校 薬剤師の 率	率 学校 歯科医及び 学	率 学校 薬剤師の 率	率 学校 歯科医及び 学	率 学校 薬剤師の 率	率 学校 歯科医及び 学	率 学校 薬剤師の 率	率 学校 歯科医及び 学
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇三	一・〇三	一・三一	一・〇八
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・一五	一・〇七
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	一・一七	一・一〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	一・一七	一・一一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	一・一四	一・一〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	一・一二	一・一三

○文部科学省告示第五十二号
 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年
 政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補
 償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。
 平成二十九年三月二十九日

文部科学大臣 松野 博一

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、三三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、〇〇九円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九一円	二〇、二九七円

六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円
七十歳以上	一五、五五八円

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第一条（略）	第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する補償（第二十条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。
2（略）	2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日における当該学校医、学校歯科医又は学校薬剤師のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第十二条第二項第二号において単に「経験年数」という。）に応じて別表に定める額によるものとする。
3 次の各号のいづれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によつて疾病的発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号及び第三号から第六号までのいづれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百十七円（学	3 次の各号のいづれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によつて疾病的発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいづれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（学

つき三百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

4 (略)

(介護補償)

第六条の二 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護をする場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき月）

校医等に第一号に該当する者がない場合には、そのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

五 重度心身障害者

4 (略)

(介護補償)

第六条の二 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護をする場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千九百五十円を超えるときは、十万四千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき月）

き事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円以下である場合に限る。） 五万七千百十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千五百七十円を超えるときは、五万二千五百七十円）

四 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百六十円以下であるとき）に限る。） 二万八千五百六十円

別表 補償基礎額表（第一条関係）

医師・看護師 又は薬剤師とし ての経験年数	五年未満	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二十五年以上
学校医及び学校 看護師の補償基 礎額	六一三〇円	七一八九三円	九一五三〇円	一〇一七六三円	一一一六一〇円	一二一三六三円

別表 補償基礎額表（第一条関係）

医師・看護師 又は薬剤師とし ての経験年数	五年未満	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二十五年以上
学校医及び学校 看護師の補償基 礎額	六一〇八三円	七一八四五円	九一四九〇円	一〇一七四四円	一一一六〇八円	一二一三五〇円

き事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千三十円以下である場合に限る。） 五万七千三十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千四百八十円を超えるときは、五万二千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百二十円以下であるとき）に限る。） 二万八千五百二十円

学校教科書の補 信基課題	
五、三〇円	
六、一四八円	
六、八三八円	
七、九九五円	
八、八八八円	
九、三五〇円	

学校教科書の補 信基課題	
五、一四〇円	
六、一〇円	
六、八一五円	
七、九八〇円	
八、八七八円	
九、三五〇円	